

【住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書】

私 調布 太郎（本人）は、現在

- 要介護認定を新規申請中
- 病院に入院中（令和〇年 8月 1日退院予定）
- 施設等に入所中（ 年 月 日退所予定）

ですが、住宅改修費支給申請書の事前申請（以下「申請」という。）に当たり、下記の（１）又は（２）に該当した場合には、介護保険法に基づく住宅改修費の支給の対象とならないため、申請を取り下げ、既に施工された住宅改修（未完成の場合も含む。）に係る費用の１～３割相当額（自己負担分）だけではなく、その全額を自費で事業者にお支払いすることを承諾します。

- （１）要介護認定の結果、非該当であった場合
- （２）事情により、退院又は退所ができなかった場合

令和 〇年 7月 1日

住 所 調布市 小島町〇-〇-〇

被保険者氏名 調布 太郎 (印)

理由を必ず記入してください

【住宅改修費の事前申請を急ぐ理由】

主治医の先生から、住宅改修により日常生活の動線を確保することが退院の条件とされているため。（寝室からトイレまでの動線に手すりの設置、浴室まわりの手すりの設置）

住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書

記入時の注意事項

- (1) 住宅改修費は在宅サービスのため、被保険者が病院に入院又は施設等へ入所している場合には、原則として住宅改修費の申請はできません。申請は自宅へ戻られてからとなります。
- (2) 住宅改修を希望される方が、要介護認定を新規申請中の場合には、原則として認定結果が出るまでは住宅改修費の申請はできません。
- (3) 上記のいずれかに該当し住宅改修費の申請ができない場合でも、やむを得ない事情があると市が認めた場合には、例外的に申請できることもありますので、やむを得ない事情があると思われる場合には、ご本人（ご家族やケアマネージャーからでも可能）から下記までご相談ください。

なお、例外的に申請することを認められた場合には、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」**事前申請**」に本書「住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書」の原本を添付し、ご申請ください。

【お問合せ】

調布市 福祉健康部 高齢者支援室
介護保険担当 介護給付係 住宅改修担当
電話：042-481-7321
FAX：042-481-7028